



パットワールド® PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー 〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol.211 2020年01月22日

マレーシア：新商標法施行

マレーシアにおいて、2019年12月27日に新商標法及び新規則が施行されました。新商標法及び新規則における主な改正点は以下の通りです。

●マドリッド・プロトコルへの加盟

マレーシアの加盟でマドプロの加盟国は122ヶ国となりました。

●多区分制度の導入

1出願で複数の商品・役務の分類を指定できます。

●非伝統商標の登録

色彩、音響、匂い、ホログラム、位置、商品の形状等を商標として登録できます。

●シリーズ(連続)商標

追加の公費を支払うことで6商標までのシリーズ商標が認められました。

●出願日

商標がローマ字、マレー語又は英語でない語を含む場合は英語の翻訳及び音訳を提出しなければ出願日は付与されません。

●商標の英語翻訳及び音訳

登録官に要求されない限り、商標の英語翻訳・音訳は証明されたものでなくても提出できます。

●優先日

優先権を主張した場合でも出願日が登録日となり、優先日は単に優先権を決めるものです。

●商標の所有宣言書

所有宣言書の提出は不要になりました。

●登録証

登録官は登録の通知書を発行しますが、費用を支払わなければ登録証は発行されません。

●分割及び統合

出願又は登録の分割及び統合が可能になりました。

●更新登録

商標登録の満了後6ヶ月以内に追加費用を支払うことで登録の更新ができます。

● **団体商標**

団体商標の出願ができるようになりました。

● **商標ライセンス**

商標の登録使用者の制度はライセンス制度に置き換えられました。

● **登録後の除斥期間**

登録後の除斥期間は7年から5年に変更されました。

● **防護商標**

防護商標の規定は削除されました。

● **連合商標**

連合商標の規定は削除されました。

(出典: Donaldson & Burkinshaw.)